平成２５年（フ）第３４０号
東京都国分寺市東元町１丁目19番27号フミコハウス202
債務者　平原　郁典
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６２号
愛知県豊橋市西口町字元茶屋２番地　１―105
債務者　外岡　隆信
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１８号
川崎市多摩区菅６丁目14番１―404号
債務者　水戸富美子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
川崎市宮前区宮前平１丁目６番地14　ハーバー宮前、前住所東京都町田市金井町2134番地59
債務者　本間　英雄
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
川崎市中原区木月３丁目33番43号
債務者　山田　信子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
川崎市多摩区宿河原５丁目21番36―304号
債務者　小嶋　宗弘
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
川崎市川崎区池上新町１丁目６番５号　メゾンパル201、前住所川崎市川崎区中瀬３丁目13番11号　ハイタウン川崎ＮＯ２―306
債務者　吉田　貴幸
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
川崎市多摩区菅仙谷１丁目10番38号　サニーハイツ２―Ｄ
債務者　坂井　　浩
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
川崎市宮前区小台２丁目15番地10　キャッスル岸104
債務者　星　　勝則
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
川崎市川崎区江川１丁目11番５号　ファミール幸101、前住所川崎市川崎区昭和２丁目16番10号　あしたば苑208
債務者　金子　和史
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
川崎市中原区中丸子1173番地　パナパール102
債務者　鎌田　典子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
川崎市幸区中幸町１丁目46番地　鍋島方
債務者　鳴海　久子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１１９号
川崎市多摩区長尾１丁目４番４―202号
債務者　大石　富治
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
川崎市多摩区長尾１丁目４番４―202号
債務者　大石　温子
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２２号
川崎市宮前区東有馬４丁目５番３―101号
債務者　小林　清貴
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係